

別紙

保安林（保安施設地区）内伐採許可等における添付書類の取扱いについて

1 森林の位置図及び区域図

(1) 各要領に定めるとおり。

2 申請（届出）者が法人である場合の当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

(1) 法人が実在することを証明するための情報を記載した書類であり、法人の登記事項証明書、法人番号を記した書類、法人の名称及び所在地がわかる書類等やその写しが該当する。

(2) 法人の登記事項証明書以外の書類が添付された場合には、当該書類に記載された情報により、国税庁の法人番号公表サイトで当該法人の存在を確認する。

(3) 法人の職員が窓口を訪れた場合には、原則、従業員証等の提示により窓口を訪れた者が当該法人の職員であることを確認することとするが、代理人や委任を受けた者による場合は、その契約書や委任状等にて法人との関係を確認する。

3 申請（届出）者が法人でない団体である場合の代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(1) 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類が該当する。

(2) 法人でない団体に関しては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを有していない団体があることも想定され、そのような場合には、団体の代表者が個人名義で申請（届出）を行うこと。

4 申請（届出）者が個人の場合のその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

(1) 住民票、個人番号（マイナンバー）カード（表面）、運転免許証、健康保険証、国民年金手帳等の写しが該当する。

(2) 当該書類の原本を提示させ、その場で写しをとることをもって、提出とすることも可能とする。

5 申請（届出）の対象となる行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

(1) 申請（届出）中（又は申請（届出）前）の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日（又は申請予定時期）を記載した書類とし、様式は任意とする。（別紙参考様式1）

(2) 既に処分があったものについては、当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとする。

(3) 申請（届出）書が提出された際に、森林簿の「森林の種類」を参照するほか、必要に応じて他の行政機関から情報を入手して、申請（届出）対象森林の法規制の有無を確認する。

(4) 申請（届出）書の提出時点で許認可の申請中（又は申請前）の場合には、申請（届出）書

の行為の期間に「〇年〇月〇日～△年△月△日（許認可のあった日以降に着手）」と記載させ、許認可後に行為が行われるよう指導する。

- (5) 申請（届出）者が許認可の申請を行うことを把握した場合にあっては、当該許認可の権限を有する都道府県の他部局や国の機関、市町村の機関に当該情報を共有することとする。
- (6) 他法令に基づく届出は「免許、許可、認可その他の処分」に当たらないため、届出の状況を説明する書類の添付は義務ではないが、所長が必要と判断したものは添付させることができるものとする。

6 申請（届出）の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

- (1) 森林の土地の所有権、地上権、賃借権、その他の権利を有することを証する書類であり、土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書、登記情報提供サービスから取得した登記情報（照会番号のあるもの）を記した書類、受委託契約書、土地の賃借契約書等やその写しが該当する。
- (2) 申請（届出）者と林地台帳等の森林の土地の所有者が同一の者の場合には、「森林法施行規則第〇条第〇項第〇号に掲げる書類は〇〇〇〇（例：林地台帳、森林の土地の所有者届出書、保安林台帳）のとおり」と記載した書類の添付により代替できるものとし、様式は任意とする。（別紙参考様式2）
- (3) 口頭契約で森林の土地の売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結している売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、森林の土地の所有権又は申請（届出）に係る行為を行う権原に関する状況を記載した書面（添付可能な契約書等について全て添付したもの）を添付させることとし、様式は任意とする。（別紙参考様式3）
- (4) 添付書類の森林の土地の所有者情報と林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者情報が異なる場合には、所有者が変更となった経緯がわかる資料の提出を求め、現在の所有者を確認する。

また、森林の土地の所有者となった旨の届出又は国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出を行うよう指導する。

7 申請（届出）者が申請（届出）の対象となる森林の土地の所有者でない場合の当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

- (1) 立木の伐採（森林法第34条第1項）
 - ア 立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、伐採に係る同意書・承諾書、伐採に係る受委託契約書等やその写しが該当する。
 - イ 口頭契約で立木売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結している売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、伐採権原に関する状況を記載した書面（添付可能な契約書等について全て添付したもの）を添付させることとし、様式は任意とする。（別紙参考様式4）
- (2) 立竹の伐採等（森林法第34条第2項）
 - ア 遺産分割協議書、贈与契約書、立竹の伐採等に係る同意書・承諾書、立竹の伐採等に係る受委託契約書等やその写しが該当する。
 - イ 口頭契約で契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結している契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添

付が困難な場合には、立竹の伐採等の権原に関する状況を記載した書面（添付可能な契約書等について全て添付したもの）を添付させることとし、様式は任意とする。（別紙参考様式4）

8 申請（届出）者が申請（届出）の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

(1) 申請（届出）の区域が明確になっているかの確認のために添付を求めるものであり、境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、隣接森林所有者の現地立会写真、隣接森林所有者に対して申請（届出）区域を示したうえで立木の伐採及び立竹の伐採等に関する承諾を得ている場合はその承諾書やその写し等が該当し、様式は任意とする。（別記参考様式5）

なお、境界確認の書類については、申請（届出）区域が明確になっているかの確認のために添付を求めるものであり、所有権等の権利関係を県が定めるものではないことから、境界に係る争いについては、申請（届出）者の責任において対応することと記載されることが望ましい。

(2) 隣接森林所有者と連絡がつかない場合など特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書面を添付させることとし、様式は任意とする。（別記参考様式6）

9 8の境界確認書類は次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合には省略が可能である。

(1) 路網の作設や施設の保守等のため、線状又は単木的な伐採等を行う場合や、面的に伐採等する場合であって申請（届出）者が隣接森林から距離を置いて伐採等することを誓約する場合など、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合。

(2) 明確な谷や尾根等の地形、道路や柵等の地物により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界杭が存在している場合、立木への標示や林相により境界が明らかな場合など、隣接する森林の土地との境界が明らかな場合。ただし、添付された区域図等から伐採の区域と隣接する土地との境界を客観的に判断できない場合には、現地写真等の添付を求めることとする。

(3) 誓約書等の添付により伐採等の開始時まで境界確認を行うことを明らかにした場合。また、申請（届出）者が国や地方公共団体、独立行政法人の場合。ただし、申請（届出）者が過去3年の間に伐採に係る指導、勧告又は命令（以下「指導等」という。）を受けていた場合（国、他の都道府県、市町村において行政処分等を受けていた場合を含む）は、添付の省略は認められない。

(4) 伐採等の開始時まで境界確認を行うことを明らかにした書類の様式は任意とする。（別紙参考様式7）

別紙参考様式1

許認可の申請状況について

年 月 日

事務所長あて

住所
氏名

申請（届出）の対象である森林の伐採（又は土地の形質変更等）については、次のとおり必要な手続を進めています（又は進める予定です）。

- ・許認可の種類 ○○法第○条の○○
- ・申請先 ○○県○○部○○課
- ・申請年月日 ○○年○○月○○日
(又は申請予定時期)

土地の登記事項証明書の代替について

年 月 日

事務所長あて

住所
氏名

(例1)

森林法施行規則第〇〇条第〇項第〇号に掲げる書類は、林地台帳のとおりです。

(例2)

森林法施行規則第〇〇条第〇項第〇号に掲げる書類は、〇〇年〇〇月〇〇日付け森林の土地の所有者届出書のとおりです。

(例3)

森林法施行規則第〇〇条第〇項第〇号に掲げる書類は、保安林台帳のとおりです。

森林の土地の所有権について

年 月 日

事務所長あて

住所
氏名

本申請（届出）の対象の森林の土地について、登記簿上の所有者は〇〇〇〇氏ですが、〇年〇月〇日に〇〇〇〇氏から〇〇〇〇が口頭契約により購入したため、現在の所有者は申請（届出）者である〇〇〇〇です。

注 ① 添付可能な契約書等について全て添付すること。

別紙参考様式4

申請（届出）に係る行為の権原について

年 月 日

事務所長あて

住所
氏名

〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木は、〇年〇月〇日に登記簿上の森林の土地の所有者である〇〇〇〇氏から届出者である△△林業が購入したものです。なお、〇〇〇〇氏との売買契約は口頭により行われたため、契約書は存在しません。

注 ① 添付可能な契約書等について全て添付すること。

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年 月 日

事務所長あて

住所
氏名

〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
〇〇〇-△	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-□	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-▲	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月〇日 書面通知により承諾

なお、境界に関する争いが生じた場合には、申請（届出）者の責任において対応を行います。

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年 月 日

事務所長あて

住所
氏名

〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
〇〇〇-△	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-□	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-▲	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月〇日 書面通知

〇〇〇-▲の森林の所有者である〇〇〇〇氏に境界確認に係る書面を送ったものの当該書面が返送され、連絡がつかない状況です。

このため、伐採する森林の境界については、地籍図や地域の精通者である〇〇〇〇氏の意見を参考とし、判断しました。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、申請（届出）者の責任において対応を行います。

別紙参考様式7

隣接森林所有者との境界確認について

年 月 日

事務所長あて

住所
氏名

弊社は〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木の伐採にあたり、伐採開始時まで、隣接する〇〇-△の森林所有者である〇〇〇〇氏、〇〇〇-□の森林所有者である〇〇〇〇氏と境界の確認を行うことを誓約します。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、申請（届出）者の責任において対応を行います。